平成２３年（フ）第５２３号
熊本市神園２丁目９番38号
債務者　岩長　伸一
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　裕介
4　破産債権の届出期間　平成23年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月21日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７７号
秋田県能代市字松長布346番地７
債務者　吉岡　金広
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　隆弘
4　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第１７６号
山口県下関市綾羅木南町１丁目13番10号
債務者　武内　啓裕
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板淵　　力
4　破産債権の届出期間　平成23年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２５９１号
横浜市旭区今宿町2572番地３
債務者　岸　　高雄
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　智之
4　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月17日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５１号
岐阜市住ノ江町２－３、住民票上の住所岐阜市北一色６丁目18番16―502号　メゾン小林Ｖ
債務者　モード・ジランこと　三島　孝信
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯沼　敦朗
4　破産債権の届出期間　平成23年11月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月13日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３１１号
佐賀県佐賀市久保田町大字久保田2067番地10
債務者　井澤　隆秀
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出口聡一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１９号
新潟市西区山田2851番地１　セレーノ１－１、前住所新潟市南区白根東町１丁目13番９号
債務者　森山　正利
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　髙志
4　破産債権の届出期間　平成23年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月９日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
新潟地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６８号
秋田県湯沢市西愛宕町５番10号　メゾンイシナリ５－１号
債務者　千葉　宣弘（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第７５号
秋田県横手市上境字館133番地５　映月荘
債務者　上山久美子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１４２号
山形市松栄２丁目６番７号
債務者　櫻庭　克臣
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７９号
山形市大野目１丁目６番58―５号
債務者　我妻　淑男
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６号
滋賀県長浜市口分田町560番地21
債務者　中田　厚子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
滋賀県長浜市八幡中山町1031番地　日菱コマース215号室
債務者　中田　和明
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第４１６９号
大阪府茨木市彩都やまぶき１丁目１番20―808号
債務者　草場　　舞（旧姓具志・新村）
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７２１号
大阪市平野区喜連西５丁目１番38号
債務者　鈴木　康司
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８８４号
大阪市生野区巽北１丁目４番６号　第２ハイツダイシン101
債務者　枡田るり子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部